

# 託送供給約款以外の供給条件

『料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）』

平成 24 年 4 月 1 日実施

北海道電力株式会社

平成24年1月25日 承認

## 託送供給約款以外の供給条件の内容

### 1 適 用

この託送供給約款以外の供給条件は、託送供給約款（平成 21 年 7 月 8 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者に対して、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、適用いたします。

### 2 料 金

料金は、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、託送約款 18（料金）の規定によって料金として算定された金額に、(2)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

#### (1) 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 銭
-------------	-----

#### (2) 太陽光発電促進付加金

太陽光発電促進付加金は、供給地点ごとにその 1 月の接続供給電力量に(1)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 料金その他の支払方法

料金が支払期日までに支払われない場合には、託送約款 29（料金その他の支払方法）(3)にかかわらず、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

太陽光発電促進付加金  $\times 5/105$

#### 4 その他

供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。